

(別添)

総情放第3号  
平成29年1月12日

日本放送協会  
会長 萩井 勝人 殿

総務大臣  
山本 早苗

職員による受信料着服について（厳重注意）

貴協会横浜放送局において、職員による受信料の着服が発生したこと、更には、貴協会が昨年10月に本件を把握していながら公表をしなかったことは、受信料収入によって成り立つ貴協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものと言わざるを得ない。

貴協会に対しては、これまで数次にわたって子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を要請してきたにもかかわらず、このような事態が生じたことは、誠に遺憾である。

放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする放送法の趣旨に照らし、厳重に注意する。

今後かかる事態が発生しないよう、事件の原因及び経緯について速やかに報告されたい。

また、今回の事態を厳粛に受け止め、業務の実施体制及びチェック体制を徹底的に見直し、再発防止策を今月末までに報告されたい。

併せて、貴協会の全放送局における業務の実態の点検を進められたい。